

令和5年度「林業種苗生産事業者講習会」開催のお知らせ

令和5年度の講習会を下記のとおり開催しますので、受講を希望される方は、受講申込書に必要事項を記入のうえ、手数料を添えて福島県農林事務所に提出してください。

令和5年10月6日

●林業種苗生産事業者とは

林業種苗法において指定された8樹種（すぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ、からまつ、えぞまつ、とどまつ、りゅうきゅうまつ）について、配布の目的で林業用^{※1}の種子や苗木の採取や育成をする事業^{※2}を行う方のことをいいます。

※1 林業用以外の用途（例えば庭園樹用など）で使用する場合は適用外です。

※2 自分の造林に用いるためだけに種苗を生産する者は適用外です。

●林業種苗生産事業者の登録

林業用種苗の生産は、有償・無償、個人・法人を問わず林業種苗法に基づき「生産事業者」の県知事登録が必要です。また、「生産事業者」として登録を受けるためには、本講習会の課程を修了しなければなりません。

1 開催日時	令和5年11月27日（月） 午前10時から午後5時まで
2 開催場所	郡山市安積町成田字西島坂1 福島県林業研究センター 林業アカデミーふくしま研修施設大講義室 電話番号 024-945-5974 開催場所 (地図)
3 受講対象者	(1) 福島県内で林業用種苗の生産事業を行おうとする方 (2) 福島県内で林業用種苗の生産に従事している方 または従事しようとする方
4 講習内容及び講習時間	(1) 種苗に関する法令 2時間 (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間 (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
5 受講申込	生産事業者講習会受講申込書 [※] に手数料（福島県収入証紙 14,000円によること。）を添えて、 令和5年11月6日（月） までに所轄の福島県農林事務所に申し込んでください。（ [※] 本ホームページの様式）
6 その他	(1) 講習会の詳細については、所轄の福島県農林事務所に問い合わせてください。 (2) 講習会の課程を修了した方へは、後日「生産事業者講習会修了証明書」を交付します。 (3) 生産事業者の登録を受けるためには、別途定める登録申請が必要となります。なお、この際手数料6,400円が必要です。
7 問い合わせ先	福島県農林事務所（一覧参照） または福島県森林整備課（電話 024-521-7429）